

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け及び平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A大学に雇用され、B所在のCセンター（以下「センター」という。）において助教として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、センターにおける作業中に鼻を柵にぶつけ、その衝撃で首を痛めたという（以下「本件災害」という。）。請求人は、翌〇日、D整形外科に受診し「頸椎捻挫」と診断された。その後、請求人は、耳鳴り、平衡機能障害が出現したとして、複数の医療機関に受診したところ、同月〇日、E病院において「低髄液圧症候群（脳脊髄液減少症）」と診断された。

請求人は、上記傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の上記傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、上記傷病のうち、「低髄液圧症候群（脳脊髄液減少症）」は業務上の事由によるものと認めず、「頸椎捻挫」等は業務に起因するものとして同処分を取り消したため、監督署長は、「頸椎捻挫」の治療に係る通院又は入院日については休業補償給付を支給する旨の変更処分をした。また、請求人は、上記休業補償給付請求の後続請求として、監督署長に平成〇年

〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの休業補償給付を請求したところ、監督署長は、上記変更決定処分と同様の理由により、「頸椎捻挫」等の治療に係る通院日については休業補償給付を支給し、その余は支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付の請求のうち、受診日以外の日は療養のため労働することができない日とは認められないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、請求人の傷病は、重篤な「頸椎捻挫」、すなわち「外傷性頸部症候群」に起因するものであり、当該傷病のため、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの全ての期間就労できる状態ではなかったから、通院日以外の日についても休業補償給付を支給すべきである旨主張している。

この点、請求人は、本件災害により頸椎捻挫を発症したものと認められるものの、その後に受診した医療機関に係る診療録をみても頸椎捻挫に対する治療は鎮痛作用を有する内服薬及びテープ（シップ）が主体であり、当該頸椎捻挫が休業を要する程の重篤なものであると認めるに足る客観的な医学的所見は認められないことから、当審査会としては、請求人らの上記主張は認められない

ものと判断する。

- (2) また、請求人らは、本件災害に起因して「脳脊髄液減少症」を発症したものであるから、「脳脊髄液減少症」の全療養期間について休業補償すべきである旨主張している。

この点、請求人は、平成〇年〇月〇日当審査会開催の本件公開審理において、硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ）による治療がなされ効果があった旨述べており、F 医師の平成〇年〇月〇日付け意見書における傷病名は「脳脊髄液減少症（漏出症）」である。

請求人らが主張する「脳脊髄液減少症」については、脳脊髄液漏出症画像判定基準・画像診断基準（平成22年度厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業（神経・筋疾患分野）脳脊髄液減少症の診断・治療法の確立に関する研究班）（以下「判定・診断基準」という。）において、「現実に脳脊髄液の量を臨床的に計測出来る方法はない。脳脊髄液が減少するという病態が存在することは是認できるとしても、現時点ではあくまでも推論である。画像診断では、『低髄液圧』、『脳脊髄液漏出』、『R I 循環不全』を診断できるにすぎない。」とされた上で「脳脊髄液漏出症」の判定・診断基準が示されている。

そこで、請求人らが主張する「脳脊髄液減少症」について、上記判定・診断基準に基づき検討すると、決定書に説示するとおり、請求人が確実に「脳脊髄液漏出症」を発症したとする根拠は認められない。

したがって、当審査会としては、請求人らの上記主張は認められないものと判断する。

- (3) 以上のことから、第1回ないし第4回休業請求期間において、本件災害との因果関係を否定することが困難な頸椎捻挫等の療養を行うために医療機関を受診した日については休業を要したものと認め、これ以外の日については、療養のための休業とは認めることができないものと判断する。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。